

食安輸発第0905001号

平成17年9月5日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

中国産未成熟えんどうの取扱いについて

標記については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号にて通知したとおり、フェンバレレート、シペルメトリン及びクロルピリホスに係る食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところです。

今般、中国において未成熟えんどうの農薬残留防止対策が講じられているとの情報を得たこと及びこれまでの輸入時の検査実績を鑑み、未成熟えんどう及びその加工品に対するフェンバレレートの検査命令を解除することとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

また、シペルメトリン及びクロルピリホスについては、従来どおり検査命令を実施することから、当該取り扱いに遺漏のないようお願いいたします。

なお、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。